

特集「臨床法学教育のビデオ・エスノグラフィー」(2)

反対尋問のビデオ・エスノグラフィー ー弾劾と防御の方略とコミュニケーション・トラブル

東海大学 北村 隆 憲

1. はじめに

法科大学院における体験型の臨床教育の一環として、模擬裁判のような法専門職としてのロールプレイに基づくシミュレーション教育の実施により実務教育をより一層充実させることが望まれている(日弁連 2011)。模擬裁判は、多くの法科大学院で実施されている重要な教育方法である。模擬裁判の様子は、その後の授業などにおける教材としてビデオ撮影されることも少なくないようである。しかし、実際には、授業時間の制約もあり、また、ビデオデータから教育・研究上利用可能な知見を取り出すための有効な分析の方法論もないために、ビデオデータは直感的な反省材料と考えられているにとどまり、十分に録画データを利用するまでには至っていないというのが大方の実情ではなかろうか。

本稿では、社会学の一潮流であるエスノメソドロジーと会話分析に依拠してビデオデータを詳細に分析することができるビデオ・エスノグラフィーの方法を使って模擬裁判における反対尋問のビデオ録画データを分析することで、法学臨床教育におけるビデオデータの利用可能性について若干の示唆を行いたいと考える。

2. データ

2012年にある法科大学院でローヤリング教育の一環として行われた公開模擬刑事裁判を2台のビデオカメラを使って撮影した。模擬裁判では、裁判長と被告人役には実務家教員が、また、弁護士、警察官役には法科大学院学生が扮した。裁判の事案は、次のようなものである。被告人は会社の倉庫に侵入して警

備員に捕まった。検察側は、倉庫の電気製品を盗むための侵入として、住居侵入罪および窃盗未遂の罪で起訴した。弁護側は、散歩の途中雨をしのぐために倉庫で仮眠をとっていたと主張。倉庫にあった電気製品について、窃盗罪の実行行為である物色行為の存在の有無が重要な争点の一つとなった事案である。

模擬裁判の実施のための担当教員の指導と学生の事前学習の程度については、担当教員より背景的情報を得た。尋問の内容（例えば、窃盗未遂における犯罪実行行為の一部である物色行為の存在を証明するために尋問で何を聞き出せばよいのか、またそのためにどのような質問を構成すればよいのか、など）について、学生は尋問予定事項について話し合いをし、それに対して実務家教員がコメントするなどの指導が行われている。また、模擬裁判の2か月ほど前に、証人役と被告人役の教員に、検察官役と弁護人役の学生グループが尋問の予行（証人テスト）を行っている。準備のための事前の授業において、教員は、学生が考える尋問予定事項を話し合わせ、それに対して教員がコメントするなどして一定の指導を事前に行っている。また、教員への聞き取りによれば、当該法科大学院での模擬裁判の第一の目的は、法廷技術の修得ではなく「刑事裁判の手続きを理解するとともに、当該事案における証明あるいは反証の対象を適切にとらえること、それを推認させる間接事実として何がありうるのか、その間接事実を証明するにはどのような証拠が必要となるのかを考えさせる」ことにあるということであった。被告人および証人には、事前に人物設定、場面設定が与えられている。学生は捜査段階の供述録取書を見ているが、それ以外の人物設定や場面設定が別途に用意されており、証人への尋問や被告人への質問に対しては、その設定を前提として、基本的にアドリブで発言がおこなわれている。

模擬裁判は、午前9時より午後4時ごろまで、休廷を挟んで行われた。模擬裁判における人の配置は実際の裁判所におけるそれを模したものである。

録画は、法廷手続きの全体が録画できるように傍聴席の左右に、デジタル・ビデオカメラを各1台ずつ設置するとともに、デジタル録音機を証言台と裁判官席に各1台ずつ設置した（図1）。



図 1

ビデオカメラは、休憩時間も撮影し続けて、休憩時の参加者たちの活動や会話も記録した。ビデオ・テープは全体で約 9 時間余りとなった。この録画データの中から、本稿では、特に、被告人と証人に対する検察官と弁護人による反対尋問の場面を取り上げて分析対象とした。

模擬裁判の参加者の方々に対して、事前に録画とその利用について文書で同意を得た。

3. 方法としてのビデオ・エスノグラフィー

ビデオデータに基づく分析を本稿では「ビデオ・エスノグラフィー」(岡田 2008; 樫田他 2008)と呼んでおこう。ビデオ・エスノグラフィーは、ビデオ撮影による映像データとその詳細なトランスクリプトとに基づいて、何度でも再現可能な形式で現場の相互行為のデータを精細に観察することにより、相互行為の文脈に配意しつつ、参加者たちのコミュニケーション的実践活動の内容と形式とを分析・記述する質的研究法である。日常状況における自然に生じている相互行為の研究、つまり現場の人々の実際の社会的活動の研究には、従来、

参与観察などのフィールドワークが利用されてきた。しかし、リアルタイムに進行する社会的活動は、単なる観察ではとらえきれない迅速さと複雑さを備えている。また、行為者本人にとっても暗黙的にとどまるような社会的能力が使用されている、行為の「見えるが気がつかない」側面の研究のためには、現場の参与者を観察したりインタビューやアンケートによって行為者に自己の発言や行動の意味について尋ねるだけでは不十分であることは明らかである (Heath et al, 2010; Hindmarsh & Llewellyn, 2010; Llewellyn & Hindmarsh, 2010)。

ビデオ・エスノグラフィーは、社会学の一つの立場として生まれたエスノメソドロジー (ethnomethodology) と会話分析 (Conversation Analysis) に依拠する。エスノメソドロジーと会話分析は、日常的活動の中に相互行為的な秩序をローカルに生み出す人々の実践活動を詳細に記述する 研究上の立場及び方法である (Garfinkel 1967; 前田・水川・岡田 2007; 北村 2009)。

私たちは、日常生活でも法や医療の場面など制度的な状況においても、行為や言葉をととても精妙に駆使しながらその場面の社会秩序を作り上げているが、私たちの言葉や行為のリアルタイムのやり取りの流れは素早すぎて、当人もそのコミュニケーションを実際に成り立たせている構造に気が付くことは困難である。サッカーの絶妙なパス回しは一目ではわかりにくい、スローモーションで映像を解析すれば、選手同士の絶妙なパスの技術や位置取りの駆け引きやタイミングなどがシンクロしている様子を理解できるのと同様に、人々の会話や行為の流れを分析するテクノロジーとして、社会学で「会話分析」という方法が発展した。スローモーション映像を何度も見ることで自分のサッカー技術を向上できるのと同様、記憶、直観に依存せず、その相互行為に参加している当事者たちの示しあう理解に基づいて分析の妥当性を証拠立て、それを実践の改善に利用することも可能となる。(前田他 2007; 北村 2009; Sacks et al. 1974)

以上のような基本的な考え方による記述・分析は、外在的な分類やカテゴリーを持ち込んで諸活動と出来事の意味を理解しようとするのではなく、現場の参与者たちが繰り広げる諸行為の組織の内部において達成される社会的活動の意味を探索しようとする研究上の志向として展開されることになる。

また、ビデオ・エスノグラフィーでは、専門的な制度環境に関する参加者の人々との協働を積極的に推進して、エスノグラフィックな背景的知識を、着目

点の発見、文脈理解の補助情報、特別な語彙・技術・出来事の理解、更なる分析のきっかけなどとして有効に活用する（樫田他 2008）。

以上のような、エスノメソドロジーと会話分析に依拠するビデオ・エスノグラフィの分析方法は、人々の発言や活動が一定の行為連鎖を形成して意味的な社会的コミュニケーションが作り上げられていくプロセスに焦点を当てる。以下では、本稿における分析を理解するための補助線として若干の概念を導入するとともに、その点を、ごく短い反対尋問の断片から確認しておこう。

次の断片（1）は、被告人が侵入した倉庫を所有する会社の警備職員であり定時の見回り時に被告人を倉庫内で発見し取り押さえた証人が、弁護人による反対尋問を受けている場面からのものである。

（1） 22 v15 10:16:17（弁護人による目撃証人への反対尋問）¹

- 1 弁護人：あなたは先ほど検察官の尋問に対して、段ボールがなぜ、床に
- 2 置いてあるのかという質問について、泥棒が探したからでしょ
- 3 うとおっしゃいましたね：。
- 4 （0.2）
- 5 証人： はい

この断片は、ある行為の連鎖によって組織されている。つまり、5行目の証人の発言は、先行する1－3行目の弁護人の発言への応答（「返答」）と聞こえるとともに、先行する弁護人の発言（「質問」）が、後続する証人の発言がなされる基礎となっている。このように、相互行為に参加している当事者たちの行為は、時計の針が次々と次の秒を刻んでいくように進んでいくというよりは、連鎖的に組織されていくのである（ここでは、「質問」と「返答」という活動のペアとして）。こうした連鎖の組織が、会話において様々な活動が達成されていく相互行為的な環境となっている。従って、相互行為の当事者たちにとっ

¹ 会話分析のトランスクリプトのための記号とその意味については、本稿末尾の付録（1）を参照。より詳しくは、西阪2008: xvii-xxii頁を参照のこと。

て或る行為の意味と理解可能性は、その発言（行為）が、展開しつつある行為コース（道筋）の中のどこに置かれているかということに応じて実現すると考えられる。より具体的に言えば、ここでは、質問という最初の行為は、連鎖上、後続発話（返答）の産出を「適切（relevant）」にすると同時に、後続発話には先行発話に対する（「質問」であるという）理解が示されている。もし、第一行為（質問）がなされたにもかかわらず、第二行為（返答）がなされない場合には、「気が付きうる不在（noticeably absent）」となり、何らかの推論を呼び起こしたり（「聞こえなかったのだろうか？」「わざと無視しているのだろうか？」など）、あるいは、コミュニケーション上のトラブルを回復するためのプロセス（再度の質問、など）が生じることになる（Schegloff & Sacks, 1973）。こうした、異なる発話者による隣接する二つの発話間の相互的な結びつきは、「隣接ペア（adjacency pair）」（Sacks, Schegloff & Jefferson 1974）と呼ばれる。隣接ペアの第一成分が産出されると第二成分、あるいは、第二成分の複数の選択肢の一つ、が産出されることが連鎖上適切となる（つまり、「質問」には「返答」、「挨拶」には「挨拶」、「呼びかけ」には「応答」、「誘い」や「依頼」には「受諾/拒絶」、さらには、「非難」には「否認/対抗非難/正当化/言い訳、など」²のように）。

こうした発話の連鎖性の観念を下敷きにして、反対尋問という特殊な「発話交換システム」（Sacks, Schegloff & Jefferson 1974）の特徴と、この模擬裁判における反対尋問の特徴とを分析してみよう。

まず反対尋問とそこで用いられる誘導尋問の法的及び、相互行為的（社会学的）な性格を確認しておこう。

4. 反対尋問及び誘導尋問の法的性格

刑事裁判手続きにおいて反対尋問の目的は、証人が相手方に有利な証言をしたときにそれを弾劾したり、証人が相手方に有利な証言をする可能性がある時にそれを引き出すことである（高野2009；谷口2009）。さらに、尋問するに当

² 調停においては、日常会話でと異なり、言い争い（非難と否認との応酬）が生じることなく、話し合いによって協調的な解決が導かれるメカニズムを会話分析の手法で分析したガルシア（1991）の「非難」への第二成分の説明参照。

たっては、できる限り個別のかつ具体的で簡潔な質問によらなければならないし、威嚇的、侮辱的、重複する質問や、意見を求め議論にわたるもの、又、証人が直接経験しなかった事実についての尋問は禁じられる（刑訴規則199条の13）。また、主尋問では「誘導尋問」をしてはならない（刑訴規則199条の3）が、反対尋問では「必要があるときは」誘導尋問が許される（刑訴規則199条の4）。

しかし実務上は、「必要があるとき」ばかりでなく、「反対尋問では誘導尋問のみを用いる」というのが、ほとんどすべての弁護人向け尋問術のマニュアル（日弁連2009；後藤他2009、など）に示されている指示である。

誘導尋問の法的定義は存在しないが、実質的に質問の中で答えを示唆する質問のこと、つまり形式的には「イエス/ノー」でこたえられる質問であるとされている（秋田2009: 185）。

裁判員制度導入に前後して、日本でも反対尋問の方法についての法実務家向けのテキストブックが多数出版された。それらのテキストでは反対尋問とは誘導尋問（YES/NO質問）のみを使って証人の返答をコントロールしていくテクニックであることが強調されている。そうしたテキストに記載された想定尋問会話では、例外なく、いわゆるオープン質問（Wh-質問）をおこなうことは、反対尋問の失敗事例として描かれている。いわく、

「それでは、証人に弁解をさせないためにはどうすればよいのか。結論から言えば、クローズドな質問、すなわち誘導尋問をするのである。ひたすら誘導するのである。証人が「イエス」としか答えられない尋問を組み立てるのである。逆に、オープンな質問、特に「なぜ」と聞く質問は、反対尋問ではタブーである。」（高野2009: 140）

「なぜこのような失敗が起きてしまったのか。それは・・・自由に答えられるオープンな質問をしてしまっているからである。・・・証人の答えは弁護人が完全にコントロールしなければならない。・・・つまり、原則として、誘導尋問のみを用いることになる。」（谷口2009: 156）

オープン質問をすると主尋問の証言を確認するだけの「塗り壁」尋問になる。事前に逃げ道を塞ぎ、理由を聞かないようにして、誘導尋問を一貫して行うことによって証人を矛盾へと導いていくこと、これが弁論術のテキストに一貫して示されている指南である。³

5. 反対尋問及び誘導尋問の相互行為的性格

「尋問」の法的定義は存在しないが、広義には問い尋ねること、また、法廷で証人などに質問すること、とされる。しかし、「質問」とは何か、ということは必ずしも自明ではない。なぜなら、「質問 (question)」は、言語形式としての疑問文の形式をとらないもの (例えば、平常文の末尾のイントネーションをあげる、「B-event」陳述⁴を行う、など) あるし、逆に、質問形式だが質問、つまり情報の要求や確認の求めなど、を行わない発話もある (「いったいいま何時だと思っているんだ」は、時間情報を求めているのではなく、相手を非難している) からである。英語に関してだが、質問の機能を果たしている発話のうち、4割以上が文法的に質問形式をとらないものであるという。したがって、質問とは何かを考える際には、その発話が情報、確認、行為を求める (として扱われている) ものなのかどうかという機能的側面のみではなく、その発話の受け手に応答を求めるものかどうかという発話連鎖的な側面の重要性が指摘されている (Ehrlich & Freed 2010)。他方で、「返答 (answer)」には、(質問の典型が文法的な疑問文形式であったことと対照的に) 典型的な形式はなく、発話が「返答」として聞かれるのは連鎖上の位置が最も重要である (Ibid.)。

「はいいいえ」質問 (極性質問 polar question) である誘導尋問は、質問の受け手を限定的な選択状況におく。換言すれば、「はいいいえ」という2つの選択肢を持つ応答枠組みにおいて、どちらかの選択肢を選ぶことによって応答す

³ 自己矛盾を提示するプロセスは、ほとんどのテキストにおいて、全米法廷技術研究所 (National Institute for Trial Advocacy: NITA) の自己矛盾供述による弾劾方法の3つのステップといわれるものと類似する。つまり、①肩入れ (commit) 公判証言を固め、②信用状況の付与 (Credit) により、以前の供述の信用性を固め、③矛盾と対面 (Confront) させる、という過程である。

⁴ “B-event” statementとは、話し手が知っていて、受け手が知らない発言内容を含む陳述であり、通常、陳述として平常文であるが、聞き手から確認を要求するものである (Labov & Fanshel, 1977)。

るような返答のみを適切 (relevant) なものとする。⁵ この二つの選択肢のうち、質問タイプ整合的応答 (type-conforming responses) は、質問の中で具現化される応答条件ないし前提を受け入れるものであり、「はいいいえ」標識がある応答 (あるいは、その変異形としての、「うん」、「ああ」、「いいえ」、「いや」などを含む) である。これに対して、質問タイプ非整合的応答 (type-nonconforming responses) は、「はいいいえ」標識を含まず、「はいいいえ」質問に具現化される応答条件を受け入れない。つまり、「はいいいえ」質問が前提する応答条件から逸脱する応答であり「はいいいえ」質問が設定した行為コースに抵抗するものと考えられる。また、質問タイプ整合的応答は、行為連鎖の終結を含意するので、発話の長さが最小限であることが多いのに対して、質問タイプ非整合的応答により開始された発話順番は、複雑化、拡張される傾向があることが知られている (Raymond 2006; ヘリテッジ2008)。

つまり、「はいいいえ」質問に対して、質問の受け手はタイプ非整合的な応答を行うことも可能であるから、質問者は質問を適切に組みたてなければ、開始された行為コースはタイプ非整合的返答により遮られてしまうことになるので、受け手の状態を考慮に入れて質問をデザインするということになる。⁶

弁護人向け尋問技術のテキストの記述に見たように、尋問者は誘導尋問に対して質問タイプ整合的な返答が産出されることを期待する。その返答には「はい」と「いいえ」、つまり返答に同意的な選択肢と非同意的な選択肢があり、尋問者は同意的な選択肢に強く志向している。このように、隣接ペアの第一成分に対して、第二成分として複数の選択肢がある場合に、それらの選択肢には優先関係が存在することが知られている。つまり、一般に「同意」が優先的 (preferred) で、「非同意」が非優先的 (dispreferred) な応答として扱われる (例えば、「誘い」に対して「受諾」が優先的返答、「拒絶」が非優先的返答)。⁷

⁵ それに対して、いわゆる「Wh質問」(why, when, who, whereなどの質問) は、被尋問者が自由に自己の行為を説明する機会を与えることによって、尋問者のコントロールから逸脱することを許すものである。

⁶ Sacks, Schegloff & Jefferson (1974) では、「受け手デザイン」という言葉でこうした配慮の原則が言及されている。

⁷ それに対して、「非難」に対しては非同意である「否認」が優先的となり、優先性が逆転することに関しては、ガルシア (1991) を参照。

優先的な返答はより頻繁に、遅延なく産出されるのに対して、非優先的な返答は、遅延、アカウント、緩和技法などを伴うことが知られている (Pomerantz, 1984)。

従って、法律上の「誘導尋問」とは、相互行為的にみれば、質問タイプ整合的かつ優先的応答を強く期待させる質問の形式であるといえる。このような質問形式は、応答の仕方を強力に制約するために、尋問者には証人の証言を自己の尋問アジェンダに沿ってコントロールする可能性が与えられることになるだろう。

このような質問形式（とその返答）は、日常会話においても産出されうる。日常会話においても見受けられるこうした行為連鎖（質問－返答）が、どのようにして、法廷における反対尋問という制度的な課題を達成することができるのかを理解するためには、特殊な発話交換システムとしての反対尋問の特徴を確認しなければならない。

日常会話の順番交替組織⁸は、長い沈黙や発話のオーバーラップが生じることなく、一度の機会に一人の人が発言を行い、その発話順番がスムーズに会話参加者の間で交替していくという特徴を持っている。こうした特徴が生じる日常会話の順番交替のメカニズムは、大まかに次のようなものであることが知られている。つまり、現在の発話者の発話が完了可能な地点、つまり順番移行が適切な地点に差し掛かるときに、現話者が他者を次の発話者として選択している（他者選択）場合には、選択された者が次の発話者としての権利と義務を得て話し始めることができ、他者選択がなされていない場合には現在の発話者の発話が最初に完了することが可能な場所において、他の会話参加者が自ら話し始めることができ（自己選択）、他者選択も自己選択も生じない場合には現在の発話者が発話を継続することができる。そして、継続された発話が再び最初の完了可能な場所に差し掛かると、このルールが最初から再適用されていくのである (Sack, Schegloff & Jefferson, 1974)。このように、日常会話における順

⁸ 以下、「順番」ないし「発話順番」(a turn)とは、一人の発話者が一度ずつ発言する機会のことである。この意味で「順番」というときには、「順序」の意味を含まない。したがって、以下で言及されるように「順番の順序」(the order of a turn)について言及することが可能となる。この点、日本語の語感とやや異なるので注意を要する。

番交替は、相互行為的に参与者に管理されつつ局所的に決定されていくものである。こうした順番交替のメカニズムのゆえに、日常会話では、発話順番の順序、タイプ、長さ、内容、などはあらかじめ決められておらず、多様となるという帰結を伴っているのである。

これに対して、Atkinson & Drew (1979)⁹によれば、反対尋問の会話組織は次のような特徴を持っている。¹⁰

まず、順番のタイプ¹¹が裁判手続きとして事前に決定されていることが挙げられる。つまり、反対尋問での発言の種類は、「質問」と「返答」に限られている。ただし、すべての質問が許されるわけではない（伝聞に基づくもの、誤導尋問、重複質問、主尋問に関連性のない質問、などは禁止される）。次に、順番の順序が固定されていることである。つまり、会話参加者の一方だけ（検察官と弁護人）が質問を行い、他方（被告人、証人）は返答のみを行う。そして、返答が終わると、尋問者に順番が戻る。つまり、順番交替は一方向のみ（A-B-A-B-A-B）に順序立てられている。つまり、順番の配分は、参与者たちにより局所的に管理されておらず、法廷手続きのルールで事前に決定されている。こうした特殊な会話システムを持つ結果、反対尋問では会話参加者の多様性がなく、尋問にはその2人だけが関与し、傍聴人、書記官、裁判官などは関与しない（ただし、相手方から異議申し立てや裁判官による補充質問、被尋問者からの聞き返し、などは例外）。他方で、発話順番の大きさ（長さ）については事前決定されていない。¹²

このように、反対尋問では、どの発話も最低限の条件として「質問」か「返答」という性格を持っていなければならないのであるが、法廷尋問のもう一つの重要な特徴は、尋問者はこの「質問」と「返答」のなかで、被告人や証人へ

⁹ 英米法の下における研究であるが、当事者対抗的な性格を持つ限りにおいて、日本法における反対尋問に関しても基本的に妥当すると考えられる。

¹⁰ 後続する尋問の分析に関係するものだけに言及する。

¹¹ ここで、順番の「タイプ」とは、その発言順番における発言でどのような種類の行為が達成されているか、ということである。例えば、それは、「質問」や「返答」というタイプであり、「誘い」や「受諾」というタイプである。

¹² 順番の長さについて手続き的に事前決定されていないが、質問のデザインにより返答の長さがある程度コントロールできる（Yes/No質問の使用、証人の返答に異議を申し立てて発言の記録の一部を削除させる、など）。

の責任非難の帰属（弾劾、信用性の毀損、矛盾の暴露、などを含む）をおこない、被尋問者はその非難を防御・回避（否認、正当化、言い訳、説明、対抗主張などを含む）しなければならないことである。しかし、質問と返答の連鎖のどの位置において責任非難が行われ、またそれに対する防御が行われるかは、事前決定されておらず、局所的に尋問の会話の当事者たち（検察官・弁護人と被告人・証人）が相互行為的に管理しなければならないのである。¹³

反対尋問において、順番の順序とタイプが事前決定されていることのもう一つの帰結は、発話順番間の沈黙に関わる。質問と聴かれうる発言の後の沈黙は、直後に産出されるべき隣接ペアの第2成分が産出されないとみなされ、被尋問者の沈黙と聞かれるだろう。このような、「気が付きうる沈黙」は、反対尋問の場面では、証人が返答できないか意図的に返答しないとみなされ、証人にとって不利な推論を導くかもしれない。それに対して、返答とみなされうる発話に後続する沈黙は、尋問者の沈黙であり、証人の返答に対するコメントと聞くことができるので、それを資源として、返答に対する疑念や批判をオーディエンス（裁判員、裁判官、陪審員など）に聞かせるための技法として尋問者が用いることができる。¹⁴

こうした法廷という特殊な相互行為環境の中で、誘導尋問は、尋問者の尋問アジェンダに沿って証人や被告人の証言をコントロールすることによって、責任非難・弾劾をおこなうという課題に適合した質問形式と考えられる。

6. 分析

以上のような概念の道具立ての下で、先の会話断片（1）に続く尋問会話を見てみよう。

¹³ 質問と返答の連鎖のどの位置において非難が行われるかということは事前決定されていないから、当事者は発話をモニターし合うことで、非難と防御という相互行為を行っていくことになる。

¹⁴ Atkinson & Drew (ibid.) によれば、最小の後続連鎖、たとえば、「質問－返答」連鎖の次の拡張連鎖の欠如（英語では、“oh” など）は、証言者の証言が尋問者ではない聞き手（裁判員、陪審員、裁判官）に向けられているものであることを表示・具現化するものである。

(2) 22 v15 10:16:17 (弁護人による目撃証人である警備員への反対尋問)

1 弁護人：あなたは先ほど検察官の尋問に対して、段ボールがなぜ、床に
2 置いてあるのかという質問について、泥棒が探したからでしょ
3 うとおっしゃいましたね：。

4 (0.2)

5 証人： はい

6 (0.9)

7 弁護人：倉庫内の奥のほうに人影を見たということもおっしゃいましたね：。

8 (0.1)

9 証人： はい

10 (0.7)

11 弁護人：人影を見ただけで、(1.0) 被告人が段ボールを棚から降ろしてい
12 るところを見たわけではないんですよね。

13 (0.1)

14 証人： はい

15 (1.8)

16 弁護人：え あなたが事件当日倉庫内に入った時に、倉庫にある電気はつ
17 いていましたか？

18 (1.0)

19 証人： いえついていませんでした。

20 (0.6)

21 弁護人：懐中電灯の明かりだけで人影を見たということですね？

22 (1.2)

23 証人： えーと：あの：：：(1.0) 倉庫に天窓がありますので、(0.7) え：：

24 月明かりが：(0.5) あ：て：多少何とか見えますので：：それで：

25 奥のほうに：こう：：(0.1) 人が動いてるって：のは：、見えました。

26 (1.7)

27 弁護人：わかりました。(0.4) えー見取り図を

弁護人の質問（1-3、7、11-12、16-17、21行目）はすべて「はいいいえ」質問であり、タイプ整合的かつ優先的な返答を強く期待するようにデザインされていると言えるだろう。それに対する証人の返答は、5、9、14、19行目まで、すべてタイプ整合的かつ優先的な返答である。つまり、誘導尋問が尋問技法のテキストで示されているように行われ、また、誘導尋問を利用することで、証人の証言の方向をコントロールしている様子がうかがえる。しかし、21行目の誘導尋問（「懐中電灯の明かりだけで人影を見たということですね？」）に対して、証人は23-25行目で、質問タイプ非整合的（「はいいいえ」でない）、かつ、非優先的（非同意を含意する）な応答をおこなっている。証人の応答は、語の引き伸ばしによって遅延されて非優先的応答の特徴が表れており、弁護人の尋ねる事実（「人影を見た」）自体は肯定するものの、「: のは」と見た対象を限定し、見えることが可能となる別の理由（「倉庫に天窗がある」）を提示することによって、「懐中電灯の明かりだけで人影を見たということですね？」という質問に非同意するようにデザインされている。また、弁護人の「見た」という主体性をより強く含意する定式に化代えて、証人は「見えました」と受動態に再定式化することで、主体性の要素を減殺している。こうしたことから、証人の応答は、防御の要素を含むように聴きうるものである。つまり、懐中電灯の少しの明かり「だけで」被告人を見たとすれば見間違いをしたかもしれない、というここでの弁護人の「質問」のなかで行われている非難・弾劾の含意に対して、「返答」をタイプ非整合的で非優先的にデザインすることによって、自己の証言に対する防御の志向を表示している。

このような、質問が設定した応答条件ないし制約に抵抗しようとする質問の受け手の方略を、Stivers & Hayashi (2010) は「変形返答 (transformative answers)」と呼んでいる。変形返答は、質問が設定した応答条件を押し戻すために、質問の後から、つまり事後的に（適及的に）質問を調整・変形させる質問の受け手の方略である。¹⁵

¹⁵ 「変形返答」とは、「はいいいえ」質問の制約に抵抗する質問の受け手による応答方略であり、元の質問とは異なる質問に対して事後的に確証を与えることで、元の質問が不適切なものであることを示す。一例を示す (Stivers & Hayashi 18: (19)を簡略化してある)。

ここで、この尋問会話断片についてもうひとつ注目すべきことは、23-25行目で、証人が変形返答を産出した直後、26行目で、1.7秒の長い沈黙の後、27行目で、弁護人は、証人の抵抗に何ら対処することなく（「わかりました」）、次の関連トピック（見取り図）に移行していることである。このように、尋問者の誘導尋問の形式を持った質問の後、証人・被告人がタイプ非整合的・非優先的応答を行った直後に、長い沈黙が生じたり、やや唐突なトピック変更が行われている場面が、データセットの中に多く見受けられる。先に述べたように、尋問において証人の返答の後の沈黙は尋問者のものであると聴かれることになるから、一つの解釈は、証人の防御的な返答を判断者（裁判官、裁判員、陪審員）に聴かせるための時間として弁護人が利用しているというものである。しかし、これがロール・プレイのシミュレーション状況であることを考慮に入れば、考えにくい可能性である。もう一つの可能な解釈は、弁護人役の学生が、タイプ整合的・優先的応答を期待して行った誘導尋問に対して、予期せずタイプ非整合的・非優先的な応答が産出されたために相互行為上のトラブルが生じたというものである。この理解は、前述のように、法実務家向けの尋問技法のテキストで誘導尋問が強く勧められて、あたかも誘導尋問を行えばかならずタイプ整合的で優先的な返答が産出されることが想定されているように思える、という事実から説明できるように思われる。つまり、学生の尋問準備の段階においてそのような証人の防御・抵抗の含意を持つ応答に対して十分に想定されていなかったという可能性である。この点は、この断片の分析のみでは十分に証拠だてることはできないものの、次にあげる別の断片において類似の

-
- 1 ジム： デニス・ロッドマンさんを見かけたことある？
 - 2 ロイ： → 彼は家を売ってしまったよ。

ロッドマンは著名なバスケットボール選手兼俳優であるが、1行目のジムの質問には、ロッドマンとロイが近くに住んでいるという前提が存在する。ロイはロッドマンを見かけたことはないのだが、「いいえ」と答えると、ジムの質問の中にあつたこの前提をも肯定することになってしまう（ロッドマンは自宅を売ってしまったから、もはやジムの近所には住んでいない）。したがって、ロイはこの前提を否定する形式を用いて質問の設定した応答条件を逸脱する応答を行うことで、ジムの質問の不適切性を示している。

本文23-25行目の証人の返答に関して言えば、弁護人の質問がもつ「懐中電灯の明かり」以外には明かりはなかった、という前提に対して抵抗する返答となっていることになる。

現象（長い沈黙とトピック変更）が生じた際の、裁判官役の教員の身体動作と併せて考えることで、この解釈の可能性をより強く主張することができると思われる。

(3) 22 v25 11:24:59 (検察官による被告人への反対尋問)

- 1 検察官：衣服：についての質問なんですけれども：、進入時は濡れていた
2 ということですが=はっけんじ：には証人の証拠によれば乾いて
3 いた、ということですが：、それで、よろしいですか。
4 (0.4)
- 5 被告人：あ：、はい
6 (2.2)
- 7 裁判官：ん (.) それでよろしいって [いうのはそういうふうに証人が]
8 証言したこと=
9 検察官： [あ、(.) たけじわでいい]
- 10 裁判官：=は >いま当然聞いていましたから [被告人もそれをわ
11 かってるん=
12 検察官：°はい°
- 13 裁判官：=ですがどういふ (.) 質問なんでしょうかと。
14 (0.5)
- 15 検察官：その：(.) 発見時までには：(.) 衣服は (.) 実際に (.) 乾いていたんで
16 しょうか。それ (.) を被告人のかたに確認 (.) したいんですが。
17 (0.5)
- 18 被告人：はい、多少は (.) 乾いてました。
19 (1.1)
- 20 検察官：°多少は°
21 (2.8)
- 22 検察官：では乾いていなかったということですか 被告人の立場は
23 (.)
24 被告人：いえ、よく覚えてません。

- 25 (17.5) ((裁判官が顔を右に回して検察官に視線を向ける。検察官
26 は書類を弄り回す。))
- 27 検察官：では(.)次に、検事—検察官側としては侵入目的が窃盗、とする
28 こと、であることを立証するため被告人の動機、当日の散歩状
29 況、逮捕時の状況とうを確認して行きたいと思います。

被告人の衣服が（雨で転んだため）倉庫への進入時には濡れていたことは被告人も、証人の警備員も認めている。検察官は、警備員に取り押さえられたときには衣服がまだ濡れていたかについて誘導尋問の形式の質問する（1－3行目）。裁判官による質問を挟んで、15行目で、検察官は「乾いていたんでしょうか」と、証人の優先的な返答（「乾いていました」と答えたとすれば）が、被告人の証言の信用性を低下させることになるように（なぜなら、寒さを避けるために侵入したのだとすれば、乾いていたならば、倉庫にとどまる理由はない）、質問をデザインしている。それに対して、被告人は「多少は」という不確実性標識を用いて応答する。この応答は、「乾いていた」という点で、検察官の誘導尋問に同意する形式をとっているものの、不確実性標識が用いられたことによって、同時に「乾いていない」という非同意の返答にもなりうるデザインの応答である。被告人のこの「多少は^o」という不確実性標識を利用した応答に対して、検察官は「では乾いていなかったということですか」（22行）と、先の質問の優先性を逆転させた質問に作り直して、誘導尋問を行っている。これに対して被告人は、「いえ、よく覚えてません。」と、返答にならない応答（non-answer response）を産出する。これは、誘導尋問に対しては、質問タイプ非整合的な応答である。つまりその応答は、その質問に答えるだけの情報・知識がない（「覚えていません」）ために、質問が設定する応答条件には答えられない、ということを主張する、返答ではない応答として組み立てられている。¹⁶

¹⁶ 「わかりません」や「知りません」という返答は、返答の中で同意を求められている事柄が、結果的に尋問のある時点において自分に不利益になるという証人(被告人)の予期を示しているともいえるだろう。しかしこの不利になる事情がどのようにして、あるいはどの時点で、持ち出されるかを正確に予期することができないために、この時点で被告人は検察官の質問に返答することを回避しようとし



(図 2)

注目すべきことは、このタイプ非整合的返答が産出された後（つまり、検察官の発言順番において）、検察官の非常に長い沈黙が産出されている（17.5秒）。この沈黙が始まると、下を向いていた裁判官役の教師は検察官役の学生の方向に首を動かして視線を向ける（図 2）。検察官は、持っている書類のページを前後に急いでめくる動作を続ける。

この場面における裁判官役の教員の視線は、前述のように、この場面が模擬裁判であることを考えに入れれば、検察官が被告人の直前の返答の仕方（返答にならない防御的な応答）を示すことで被告人に不利な推論を判断者自身に行わせるためにこの沈黙を利用していることを示すもの（Atkinson & Drew 1979: Ch.2）とは考えにくい。むしろ、そこには裁判員役の教員が検察官役の学生の長い沈黙をトラブルとして扱う（サンクションを予告する）志向が表示されていると考えられる。¹⁷ つまり、裁判官役の教員の視線は、この長い沈黙を、尋問という会話の「進行性（progressivity）」（Schegloff, Jefferson & Sacks 1977）

ているのである。また、「覚えていません」というこの返答回避の方法の特徴は、質問に対して同意をしないばかりか非同意もしない、というその発話のデザインにある（Drew, 1992）。

¹⁷ 幼児の相互行為における視線の研究の中で、Kidwell (2005) は、他の活動とともにに行われる。活動の対象に対する軽く短い「単なる視線 (a mere look)」と、独立した活動として産出され、しばしばサンクションを予告する「視線 (look)」とを区別する。ここでは後者の視線が用いられていると考えられる。

を阻止するトラブルとして理解していることが示されているように思われる。(その後25行目から、検察官はやや唐突に見える関連するトピックへと移行している。)

そうであるとすれば、ここでも、断片(2)の23-25行目でも同様に、尋問者による誘導尋問に対して、被尋問者が誘導尋問の応答条件を逃れる質問タイプ非整合的・非優先的な応答を産出したことで、尋問者がこれに対処できずに、長い沈黙と「不規則な」活動が生じていると考えることができそうである。

ここまでの分析によって、主として、検察官と弁護人役の学生が行う誘導尋問に対して、被告人・証人が質問タイプを逸脱する防御的な応答を行うと、その直後に検察官と弁護人の尋問シークエンスの進行性に障害が生じやすいことが示されたといえよう。

次の断片(4)と(5)は、尋問者役の学生の誘導尋問に対して被告人は非整合的返答を産出するが、尋問者は尋問の進行性が阻止される場面に面して、尋問の相互行為の進行を中断せずに、尋問を継続させていく様子がうかがえるものである。この断片に先行する部分で、被告人は雨が降り出したときに転んで「雨に濡れて、冷たかった」と述べていた。断片(4)は、検察官が被告人に対してなぜ倉庫内に立ち入ったかを尋ねている場面である。

断片(4) 22 v25 11:24:59 (検察官による被告人への反対尋問)

- 1 検察官：倉庫ない：(1.3) 倉庫内について質問しますが＝倉庫内は、外よ
- 2 　　　　　り暖かかったんですか。
- 3 　　　　　(1.9)
- 4 被告人：はい(0.3) あめ、あめ、雨をしのぐことができましたんで、(0.7)
- 5 　　　　　えー：：外に比べれば ずっと暖かかったです：

1行目の検察官の誘導尋問、つまり「はい/いいえ」質問に対して、被告人は

同意標識(「はい」)を産出するとともに、検察官の質問の中にある「暖かかった」を再利用しつつ、また、再利用された評価子を「ずっと」と格上げして返答を組み立てることで、質問タイプ整合的な返答を産出している。しかしここで、決定的に重要なことは、被告人のタイプ整合的な返答には「雨をしのぐことができましたので」という条件が付せられて「暖かかった」ことの理由としてデザインされていることである(つまり、「体感温度」は暖かかった、ということ)。4行目で、検察官が、「気温」について再度質問をしていることからすれば、1行目の検察官の質問は客観的な「気温」であったと考えられる。したがって、2-3行目の被告人の返答は、1行目の検察官の質問の「暖かかったんですか」という発言の意味を、遡及的に、「気温」から「体感温度」へと変換する、意味論的な「変形返答」(脚注15参照)である。

質問は、応答の仕方に様々な制約を課するものである。例えば、極性質問(「はいいいえ」質問)が発せられれば「はい」か「いいえ」で答えなければならないし、選択条件質問(alternative questions)(例えば、「お茶ですか、コーヒーにしますか?」)に対しては、選択肢のどちらかで返答しなければならない。また、「Wh-質問」(「いつごろ着いたの?」)ならば、返答は一定の時間であればならないであろう。多くの場合には、質問の受け手は質問に課された制約に応じて、質問条件に沿って返答を行う。しかし、時として質問の受け手は質問が課する制約に抵抗を示し、質問を問題的なものと扱うことによって、事後的に、質問を遡及的に調整(変形)するのである。Stivers & Hayashi (2010)によれば、そのような質問が設定した制約を押し戻すような受け手の方法(「変形返答」)には2種類のものがあり、質問で用いられている用語を調整(変形)するものと、質問のアジェンダを調整するものである。こうした変形返答は、日常的会話においても用いられているものだが、法廷やニュース・インタビューなどの制度的場面における会話で頻繁に利用されている。例えば、反対尋問において尋問者の提示した現実についてのバージョン(ストーリー)に代わる別のバージョンを提示することによって責任非難をかわすために証人や被告人によって用いられることが知られている(例えば、Drew (1992:490)は、「代替

的記述 (alternative descriptions)」と名付けて分析している。¹⁸⁾

つまり、(客観的な) 気温を尋ねる検察官の質問 (1 - 2 行目) の意味論的な前提に対して 4 行目の被告人の返答は、「雨をしのぐことができましたんで」という理由となる条件を付すことにより質問の前提を「気温」から「体感温度」へと変形・調整するものであり、その点において、この返答は質問タイプ整合的な形式を備えながらも、潜在的には検察官の質問が設定する返答条件に抵抗して、質問に対して非同意を示すものとなっているのである。

こうした返答に対して、検察官がどのように尋問を展開しているかを断片 (4) の直後の、次の断片 (5) で検討しよう。

断片 (5) 22 v25 11:24:59 (検察官による被告人への反対尋問) 断片 (4) の続き

- 1 (0.7)
- 2 検察官：ずっと暖かかったといえますと、その、雨がふせげるだけ：
- 3 あたたかーかったというんですが＝そう、具体的に気温とか
- 4 は外と中でいっしょだったんですか
- 5 (0.9)
- 6 被告人：そこまではわかりません

¹⁸⁾ Drew (1992: 490) が、法廷尋問における「代替的記述 (alternative questions)」と呼ぶものは、変形返答の一型である。証人による代替的記述の例を以下に挙げる。

(1)
弁護士：そこは女と男が出会う場所ですね？
証人： みんながいくところですよ。

(2)
弁護士：で、その夜に、(0.6) エー、((名前)) さんがやって来て、あなたたちと一緒に座ったのではありませんか？
証人： 私たちのテーブルに座ったのです。

(3)
弁護士：エーと、あなたは、被告人とずいぶん長い会話をしていましたね？
証人： そうね、私たちはみんなでおしゃべりをしていたわ。

- 7 (0.6)
- 8 検察官：ですから体感気温としても：ほぼとして；
- 9 (1.4)
- 10 被告人：わ：：
- 11 (0.6)
- 12 検察官：どうでしょう
- 13 (0.7)
- 14 被告人：多少は温っかいというような感覚はあったかと思えます。
- 15 (0.3)
- 16 検察官：多少は、暖かかったかもしれない
- 17 被告人：はい
- 18 (1.5)
- 19 検察官：そりゃ 雨にうたれないぶん暖かかったっていうことで（そこで
- 20 は、大丈夫でしょうか）
- 21 被告人：いや： そうかもしれません

2－4行目の検察官の質問に関して気が付くことは、その前半部分で「・・・というんですが」という逆接を示すデザインを用いることで、先行する被告人の返答（断片（4）の4－5行目）が、先の検察官の質問（断片（4）の1－2行目）に答えていないことを主張するように組み立てられていることである。つまり、検察官は、被告人の返答を適切な返答と扱っていない。前述したように、断片（4）の1－2行目の質問に対しては、被告人は変換返答の技法を用いて検察官の質問を意味論的に変更していた（「暖かかった」（気温）の意味を「雨をしのぐことができましたので暖かかった」（体感温度）に変形）。断片（4）の4－5行目の被告人の返答は、この被告人による意味論的変更をトラブルとして扱うものである。つまり、検察官の質問は、先の質問に対す被告人の返答を適切な返答でないとして扱うことによって、再度、被告人に最初の質問に対する返答を促す、つまり、再度「気温」について尋ねるものである。このようにして、検察官が（客観的な）「気温」について被告人の同意を強く

予期するように質問を組み立てていることから考えると、検察官のこの場面での尋問アジェンダは、「気温は外と中で同じであろうから、倉庫に暖を取るために入る必要はない」というものであると理解できる。

検察官の2-4行目の「外と中でいっしょだったんですか」という質問は、この質問に優先的返答を返すことが、被告人にとって不利になる帰結を生じさせる（質問に同意すれば、気温は同じことになり、倉庫に入る必要がない）ような優先性構造を持つ質問にデザインされている。

このように、優先性が逆転した形式で再定式化された質問の産出に対して、被告人は、「そこまではわかりません」（6行）と返答する。この被告人の返答の組み立ては、検察官の質問の対象（「気温」、断片（4）1, 2行目）と被告人の返答の対象（「体感温度」、断片（4）4, 5行目）との間に明確な「格差」を設定するものである。つまり、事件当時被告人が「わかる」べき認識的（epistemic）対象として、気温は体感気温よりも“高い”位置にあり、当時は「そこまでは」分からなかった、と主張されているのである。通常、人は、主観的な温度としての「体感気温」についてわかっていることが期待されるが、それに対して、特に気温を測るような活動に従事しているのでなければ、客観的な「気温」を知っていることは期待されないであろう。

これに対して、被告人は8-12行目で、「ですから体感気温だとしても：温度としては・・・どうでしょうか」と再度質問を行っている。この質問の中で、検察官は、「体感気温」と「温度」という異なる言葉を用いて、その区別を明確にすることによって、これまでの検察官の2つの質問（断片（4）の1-2行目、および、断片（5）の2-4行目）が、「温度」を質問対象とするものであり、それに対して被告人の返答は「体感気温」を対象としていたものである、という検察官自身の理解を表示するとともに、自分の質問の対象が前者であるという理解を示している。この質問に対して、被告人は「多少は」という不確実性標識を付加したうえで、「温かいというような感覚はあったとは思いますが。」（14行）と検察官の質問に形式的には同意するものの、同時に「感覚は」を付け加えることで、「体感」された気温についての返答であるという主観性の含意を残している。したがってここでも、（客観的な）「気温」について尋ねる検察官の質問の意味を変更する変形返答を行うものであり、潜在的に

は検察官の質問に抵抗する返答である。それに対して、実際、検察官は、「そりゃ雨にうたれないぶん暖かかったっていうことではないですか」と、主観性の含意に指向して、確認を求める。この確認の求めに対して、被告人は「そうかもしれません」と確認を与える。以上のように、検察官による「気温」を質問内容としていた3つの質問に対して、被告人は、変形返答を用いることで、終始「体感気温」についての質問に返答していたかのような外観を作り出していることになる。

以上、断片(4)及び(5)における一連の質問連鎖における、検察官と被告人のやり取りを検討してみると、検察官の尋問アジェンダは、「倉庫の内外で気温は同一であったとすれば、そのことが被告人が倉庫に入る理由にはならないだろう」、というものであることが同定できる。¹⁹ それに対して、被告人は、体感気温について返答を行うことによって、検察官の気温についての質問には同意もしないし非同意もしない形式で返答を行っている。検察官は、被告人の確認の付与（つまり、自分が体感温度に関して答えていることの自認）に対してなんら対処をすることなく、次の断片(6)に見られるように、雨に関する質問に移行している。次の断片(6)は、断片(5)に後続する会話である。

断片(6) (断片5の続き)

- 1 検察官：では：、雨はその30分後にはやんで：、います：、その：雨が止
- 2 んだのに、倉庫に：、倉庫から出なかった：、散歩に戻ること：、
- 3 は可能ではなかったですか。あ、散歩に：>戻ることは可能では
- 4 なかったですか<。
- 5 (0.4)

¹⁹ 尋問者の尋問アジェンダ（尋問の際のいわゆる‘意図’や‘目的’）は、尋問者にインタビューなどを行って確認することができそうに思えるが、インタビューへの回答に関わらず、その場面で尋問者がインタビューで示された言葉に忠実に尋問を行っていたことは原理的に保証されない。そのようなエスノグラフィックな知識に依拠することなく、このように尋問者と非尋問者とのやりとりを分析することで、当事者たちにとって検察官の尋問アジェンダがどのようなものであるかを同定することができる。

- 6 被告人：長椅子で、横になってたら、しらぬー 知らない間に：（.）ねこん
7 でしまった。
8 （4.9）
9 検察官：長椅子で寝込んでいた：とありますが=その、倉庫への侵入がばれ
10 もし警察ばたー警察沙汰に、なったりしたら 大変（.）です
11 よね=その警察沙汰にならないようにするためには倉庫を出て、
12 土手など 寝たほうがよい（.）ことではないです=そのように
13 は考えなかったんですか。
14 （0.6）
15 被告人：もちろん（.） そうなんですけど：（.） そんなことを考える間もな
16 く（.） 寝入ってしまった（いた）
17 （12.7）

上述のように、断片(6)に先行する連鎖において、被告人は検察官が尋ねた「気温」について返答を行わなかったことはすでにみた。断片(6)は、「雨をしのぐことができましたので・・・外に比べればずっと暖かかったです」（断片(4)の4・5行目）という体感温度に関する被告人の返答を前提として、今度は、雨が止んだのになぜ外に戻らなかったのか、と検察官が質問を行う。検察官の質問のデザインは、「散歩に戻ることは可能ではなかったですか。」（2・3行）と、外に出る活動の「可能性」について極性質問により尋ねるものである。それに対して、被告人の返答は、その可能性の前提が不在であること（「知らない間に：ねこんでしまった」（6－7行目）から外に出ることはできなかった）を主張することで、検察官の質問が設定する応答条件に抵抗する、タイプ非整合的返答であり、同時に、質問の意味を変形する変形返答である。また、この返答は、質問に直接非同意をすることなく、非同意の含意を示すものである。

ここで、もう一つ注目すべきは、被告人のこの非整合的返答の直後に、再び4.9秒間の沈黙が生じていることである。

検察官の9－13行目の質問も極性質問〔誘導尋問〕の形式をしている。質問は先ほどの「行為の可能性」に関する質問（「可能ではなかったですか」）から、

「行為の違法性」（「よいことではないです」）について尋ね、その直後に今度は「（行為についての）思考の有無」（「そのようには考えなかったんですか」）に関する質問へと変わっている。この変形には、「行為の可能性」がないとしてもその行為についての「違法性の思考」はできうることを考えてみれば、より容易な選択肢を提示するという合理性があることが分かるだろう。つまり、「出ていけなかったとしても、良いことではないと考えることはできただろう」と。

それに続く被告人の発話順番（15－16行目）では、前半部分（「もちろんそうなんですけれども：」）は、質問の「行為の違法性」に答えるものであり、後半部分（「そんなことを考える間もなく寝入ってしまった（いた）」）は、質問の「思考の有無」に答えるものにデザインされている。そこで、被告人は、「行為の違法性」については同意するが、「思考の有無」については質問の前提の不在（起きていることを前提として「思考」することができるのだが、寝てしまっていたから思考できなかった）という理由により返答できないことを主張して質問の前提を変更する変形返答として返答を組み立てている。

注目すべきは、このタイプ非整合的返答、つまり変形返答が産出された直後に、再び、長い沈黙（12.7秒）が生じていることである。ここでも、先の断片（3）でと同様に、この沈黙が生じている間に、裁判官は首を回して視線を検察官に向けることで、この検察官の沈黙が問題的なものであることを表示している。²⁰

7. まとめと結語

反対尋問は、順番の順序と順番のタイプが事前決定されている制度的な発話交換システムである。この制度的な相互行為場面において、反対尋問とは、「優先的な返答を強く期待させる極性質問」であるといえる。反対尋問は質問と返答のみによって構成されているが、この連鎖を通じて、検察官や弁護人は、証人や被告人の証言を非難・弾劾し、証人・被告人はそれを防御・回避するという活動を行わなければならない。

ある法科大学院におけるローヤリング教育の一環として行われた公開模擬裁

²⁰ 断片（6）の直後のやりとりは断片（3）である。断片（3）については、既に分析した。

判のビデオデータを分析して、検察・弁護役の学生が証人に対して行う反対尋問で、長い沈黙などのコミュニケーション上のトラブルが生じることが観察された。これらは発話シークエンス上のほぼ共通の位置で生じていた。それは、尋問者の「誘導尋問」に対して証人が「はいいいえ」という返答条件を超える返答（つまり、タイプ非整合的返答）ないし、当初の質問の意味や前提を変形する返答（つまり、変形返答）を産出した直後の位置であった。

この沈黙が尋問者のものであると考えられるのは、順番の順序が固定されている反対尋問という特殊な制度的な発話順番交替システムにおいて、証人の発話（返答）の次の発話順番は検察官（あるいは弁護人）のものであるからである。また、この沈黙は、シミュレーション状況であることを考慮すれば、尋問者が、証言の真の受け取り手である判断者（裁判官、裁判員）に対して証人の非協力性や矛盾的な返答を浮かび上がらせるための無言のコメントとして利用されているとは言えないと考えられる。この長い沈黙は、誘導尋問（「はいいいえ」質問）が予期しない返答が産出されることによって、尋問の進行性が阻害された結果生じたものと考えられた。尋問相互行為の進行性を阻害するこのような長い沈黙に対して、裁判長役の教員は、尋問者役の学生に視線を向け視線を固定させることによって、その沈黙を問題的なもの（不適切なもの）とする志向を示していた。

法律実務家用の反対尋問のマニュアルでは、証人の返答をコントロールするために誘導尋問の使用が強調されているが、実際に生じる質問条件を逸脱する返答に対して、尋問者がどのようにふるまえばよいかは言及されていない。実際の臨床法学教育場面のビデオデータの詳細な分析を通じて、専門職向けの「マニュアル」という専門職コミュニティの知識ストックのなかでは明示的に語られない活動が存在することが示された。

尋問者役の学生の誘導尋問に対して、証人・被告人役の教員は、さまざまな質問タイプ非整合的返答ないし変形返答から成る巧妙な抵抗技法を使用していることが観察された。反対尋問場面は、変形返答が多く生じる場であると思われる。なぜなら、尋問者は、尋問アジェンダに沿って被尋問者の返答をコントロールして、弾効の目的を達する必要があるからである。他方で、「はいいいえ」に返答を限定しようとする誘導尋問は、後続する被告人や証人の応答の仕方

強力な制約を課するものの、証人・被告人は、尋問者による弾劾を回避しあるいはそれに抵抗するための方略を使用しなければならないだろう。その目的のために利用されるリソースが質問タイプ非整合的返答、ないし、変形返答なのである。そうした返答の仕方は、質問（特に「はいいいえ」質問）が設定する応答条件を受け入れないものであり、質問の意味や前提に対して事後的・遡及的に変更を加えることによって、質問に抵抗するものである。

しかし、被告人・証人による非整合的返答の産出に対して、その抵抗を乗り越えようとする尋問者役の学生の方略の幾つかも観察できた。第一に、非整合的返答により抵抗を受けた質問に対して、質問を再定式化して再度質問を行い、証人の返答を適切な返答として扱わないことで、当初の尋問アジェンダに沿った進行を継続すること。第二に、非整合的返答により抵抗を受けた質問を、より同意を与えられやすい前提を持つ質問に再定式化して繰り返すこと。第三に、抵抗的な返答に対して、すぐに別のトピックないし質問に移行すること、であった。これらの方略が、非尋問者の防御と回避の目的にとってどの程度有効であるかは、さらなるデータの分析によって明らかになるものである。また、ここで観察された方略以外にさらに多様な弾劾と防御の戦略の存在が考えられる。こうした実践は、日常会話においても利用される方略であるだろうが²¹、反対尋問という特殊な発話交換システムの相互行為環境においては、日常会話におけるのと異なる特有の「相互行為的機能 (interactional function)」(Drew 200: 305)、あるいは戦略的価値を持つものと考えることができる。²¹ このように、法科大学院における模擬裁判などのビデオデータに対してビデオ・エスノグラフィーによる、法的コミュニケーションの連鎖分析、相互行為分析を行うことによって、弁護士・検察官・証人・被告人役の人々が暗黙の裡に利用している弾劾と防御のコミュニケーション上の諸戦略・戦術をいっそう明確に特定することができるだろう。ビデオ・エスノグラフィーの方法の基本となるエスノメソドロジー・会話分析の領域において、こうした研究上の知見を、専門職

²¹ 例えば、「定式化 (formulation)」という活動は、日常会話の分析 (Sacks, Schegloff & Jefferson 1977; Garfinkel & Sacks, 1970) から見出されたものである。ただし、定式化は、日常会話ではあまり観察されない。Drewは、定式化という一般的な活動が、さまざまな制度会話の領域において、異なる様々な活動を管理するために用いられているとしている。(Drew 2003)

の臨床ないし実践に利用する方途が盛んに議論されている (Stokoe 2011; Antaki 2011)。こうした議論を参考にしつつ、ビデオ・エスノグラフィーによる法学臨床場面のビデオ・データの分析による知見を臨床法学教育の方法論開発へと生かすことができるとおもわれる。

付録 会話の転写 (トランスクリプト) に用いる記号

(本論文で用いられているもののみ掲載した。詳しくは、西阪 (2001:xi-xv) を参照)

左端の名称は発話者の制度内役割を示す。

記号	記号の定義
だから :	コロンは音の延び。コロンが多いほど長い。
それ-	ダッシュは突然の途切れ
°高い°	°は音量の低下
(1.4)	括弧内の数字は間合いの時間 (秒)
(.)	0.2秒以下のごく小さな間合い
(とても)	丸括弧は発話が確定できない場合
()	空白の丸括弧は不明な発話
(())	分析者の注記
?	語尾の音の上昇 (文法記号ではない)
A: [コピーだよ	角括弧は同時発話
B: [持ってるよ	
A: ええ=	
B: =だから	等号は、発話間に隙間がないこと
> <	速度の上昇と低下

参考文献

- 秋田真志 (2009) 「反対尋問Ⅱ：弾劾」、日弁連編『法廷弁護技術(第2版)』日本評論社、139-138頁。
- Antaki, Charles, ed. (2011). *Applied Conversation Analysis: Intervention and Change in Institutional Talk*, London: Palgrave Macmillan.
- Atkinson, J. Maxwell & Drew, Paul (1979). *Order in Court: The Organization of Verbal Expression in Judicial Settings*. London: Macmillan.
- Drew, Paul (1992). Contested evidence in a courtroom cross-examination: The case of a trial for rape. In P. Drew & J. Heritage (eds.), *Talk at Work: Social Interaction in Institutional Settings*, Cambridge, UK: Cambridge University Press. 470-520.
- Drew, Paul (2003). Comparative analysis of talk-in-interaction in different institutional settings: a sketch, In Glenn, P., LeBaron, C.D., and Mandelbaum, J. (eds.) *Studies in Language and Social Interaction*, London: Lawrence Erlbaum. 293-308.
- Freed, A.F. & Ehrlich, S. (Eds.), (2010) *'Why Do You Ask?': The Function of Questions in Institutional Discourse*. Oxford: Oxford University Press.
- ガルシア、A. (1991). "Dispute resolution without disputing: how the interactional organization of mediation hearings minimizes argument." *American Sociological Review*, 56(Dec.) pp.818-835. (北村・橋本訳) (2010) 「口論なしの紛争解決—調停の相互行為組織はいかにして言い争いを最小化するか」、『東海法学』44号。
- 北村隆憲 (2009) 「法現象へのエスノメソドロジー・会話分析的アプローチ」『東海法学』41号、223-227頁
- 後藤貞人他 (2009) 『裁判員裁判刑事弁護マニュアル』第一法規
- Heath, C, Hindmarsh, J. and Luff, P. (2010) *Video in Qualitative Research: Analysing Social Interaction in Everyday Life*. London: Sage.
- ヘリテッジ、ジョン (2008) 「知識に関する眺望 (epistemic landscape) を描きだすこととその眺望に働きかけつつその中を進むこと—yes/no質問に対するyes/no返答と繰り返し返答に込められる進行性と主体性、抵抗」(川島理恵訳) 『現代社会学理論研究2』14-25.
- Hindmarsh, J. and Llewellyn, N. (2010) Finding organization in detail: methodological orientations. In N. Llewellyn and J. Hindmarsh (eds.), *Organization, Interaction and Practice*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 24-46.
- 樫田美雄ほか (2008) 「高等教育改革の相互行為分析—ビデオ・エスノグラフィー研究の狙いと工学部都市工学の実際—」『大学教育ジャーナル』5:93-104。
- Kidwell, M. (2005). Gaze as social control: How very young children differentiate 'the look' From a 'mere look' by their adult caregivers. *Research on Language and Social Interaction*, 38 (4), 417-449 .
- Labov, W., & Fanshel, D. (1977). *Therapeutic Discourse: Psychotherapy as Conversation*, New York: Academic.
- Llewellyn, N., and Hindmarsh, J. (2010) Work and organization in real time: an introduction. In N. Llewellyn and J. Hindmarsh (eds.), *Organization, Interaction and Practice*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 3-23.
- 前田泰樹、水川喜文、岡田光弘 (2007) 『エスノメソドロジー—人々の実践から学ぶ』新曜社。

- 西阪仰 (2008) 『分散する身体—エスノメソドロジ的相互行為分析の展開』 勁草書房。
- 日本弁護士連合会、(2010) 「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」。
- 岡田光弘 (2008) 「ビデオ・エスノグラフィー—医学教育のなかの身体と視線」 『応用社会学研究』 50 : 155-164.
- Pomerantz, Anita (1984). “Agreeing and disagreeing with assessments: Some features of preferred/dispreferred turn shapes.” In J. M. Atkinson & J. Heritage (Eds.), *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Raymond, Geoffrey “Questions at work: Yes/No type interrogatives in institutional contexts”, in in Paul Drew, Geoffrey Raymond and Darin Weinberg, eds., *Talk and Interaction in Social Research Methods*, London: Sage. 2006. 115-134.
- Sacks, H, Schegloff, E. and Jefferson, G. (1974) “A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation,” *Language*, 50(4), pp.696-735. (サックス、H、シェグロフ、E. A. and ジェファソン、G. (2010)、「会話のための順番交替の組織—もっとも単純な体系的記述」(西阪訳)『会話分析基本論集』世界思想社。
- Schegloff, E., Jefferson, A. and Sacks, H. (1973) “Opening up Closings”. *Semiotica*, 7: 289-327.
- Ehrlich, S. and Freed, A.F. (2010) “The function of questions in institutional discourse”, In A. F. Freed and S. Ehrlich (ed.), *Why Do You Ask?: The Function of Questions in Institutional Discourse*, Oxford: Oxford University Press, 1-19.
- Stivers, T., & Hayashi, M., (2010) “Transformative answers: one way to resist a question’s constraints”. *Language in Society* 39, 1-25.
- Stokoe, Elizabeth, (2011), Simulated interaction and communication skills training: The “Conversation-analytic role-play method”, In Charles Antaki (ed.), *Applied Conversation Analysis: Intervention and Change in Institutional Talk*. Hampshire: Ralgrave Macmillan.
- 高野隆 (2009) 「反対尋問 I : 総論」、日弁連編『法廷弁護技術(第2版)』日本評論社、129-138頁。
- 谷口太規 (2009) 「反対尋問」、後藤・四宮・高野・早野編『裁判員裁判 刑事弁護マニュアル』第一法規、149-169頁。